

賢い家づくり実現！「マイホーム購入支援制度」を活用してみませんか？

住宅取得資金等の贈与税非課税制度

期限までの間に、子供や孫が父母・祖父母等から住宅取得資金の贈与税により住宅を取得した時、一定の条件を満たせば限度額まで非課税になるという制度です。この制度は、贈与税の基礎控除や、相続時精算課税制度と組み合わせる事も可能です。

Point ① 「質の高い住宅」を取得する場合は、一般住宅に比べ、より多くの贈与税非課税枠を利用できる

Point ② 省エネルギー性や耐震性等の「質の高い住宅」の範囲が拡充

Point ③ 贈与の基礎控除や相続時精算課税制度との併用が可能

期間（契約年月）：令和2年3月31日

※契約年によって非課税枠の金額が異なるので注意が必要

贈与税非課税枠の限度表	消費税10%の場合		消費税8%の場合	
	質の高い住宅	一般住宅	質の高い住宅	一般住宅
平成28年1月1日～ 平成31年3月31日	-	-	1,200万円	700万円
平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
令和3年4月1日～ 令和3年12月31日	1,200万円	700万円	800万円	300万円